

市街地エリアの価値の維持・向上を目的とした ソフト事業に取り組む実施主体を支援します

北上市エリアマネジメント推進補助金のご紹介



目的

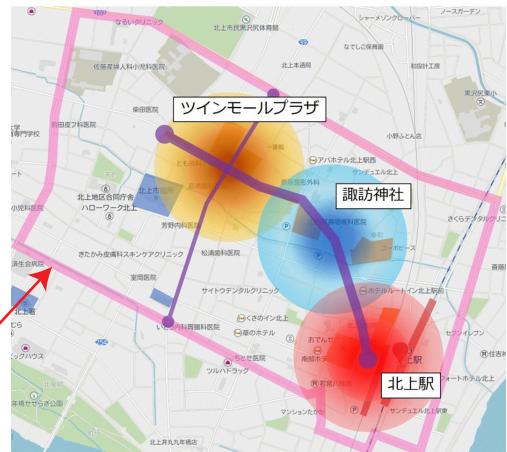
この補助金は、市街地のエリアマネジメントを推進する目的で創設したものであり、実施主体の財政面での自立性の向上や活動の活性化を図る狙いがあります

補助の対象事業

右に示す地区再生計画の対象区域内で実施するイベント、ワークショップ、実証実験等のエリアマネジメントの推進に資する事業

- 例1) 継続開催を目指す賑わい創出等のイベント
- 例2) まちづくり活動を深めるセミナー・講習会
- 例3) まちのPR・情報発信に繋げる広告媒体の作成

対象区域（ピンク色の枠内）



補助の対象者

以下の全てに該当する個人、法人又は団体

- (1) 市税の滞納がないこと
- (2) 代表者又は構成員が、北上市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと

補助の対象となる経費

謝金、報償費、消耗品費、印刷製本費、振込手数料、広告宣伝費、委託費、使用料、賃借料、会場設営費

補助金の額

補助対象事業費の
**1/2
(上限額20万円)**



申請等の手続き

※詳細はホームページをご確認ください



★まずは担当課までお気軽にご相談ください

申請窓口・
お問い合わせ



北上市 都市再生推進課 都市再生係
(北上市役所 江釣子庁舎2階)

☎ 0197-72-8285